

((((伝建群だより)))

編集・発行

桐生市総合政策部伝建群推進室推進係

Tel 0277-46-1111(内線346, 639)

Fax 0277-43-1001

E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成 25 年 2 月 1 日発行 臨時号 No.21

平成 26 年度 修理・修景工事に関する補助事業のご案内

平成 26 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）に桐生市からの補助金を活用した修理や修景に関する工事をお考えの方は、下記の期間内に、伝建群推進室までお申出若しくはご相談下さい。

■ 申出期間 平成 25 年 2 月 28 日（木）まで

※ 注意：補助金を活用するためには、事前の準備が必要となるためこの期間内に申出が無い場合、平成 26 年度の補助金を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。



★ ☆ 平成 26 年度 修理・修景工事に関する補助事業の手続きと流れ ★ ☆

1. 修理(修景)工事を実施する前年度（平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月）

① 桐生市や建築士の方と修理（修景）方法について検討を行います

○建物所有者の方は、市や建築士の方と、どのような修理（修景）を行なうか検討し修理（修景）方法やそれに係る費用などについて、目安をたてます。

【この手続きを行っていただく時期の目安 → 期平成 25 年 3 月から 7 月の間】

② 上記①の検討結果に基づき修理（修景）計画を作成します

○修理（修景）の方法が決まりましたら、建物所有者の方は修理計画を作成し、合わせて工事費用の見積りを行って下さい。

【この手続きを行っていただく時期の目安 → 期平成 25 年 8 月から 11 月の間】

③ 現状変更行為許可 及び 補助金交付の申請を桐生市に行ってください

○建物所有者の方は、保存計画に基づく現状変更行為許可申請と合わせ、補助金を活用するための補助金交付申請を桐生市に対し行います。

【この手続きを行っていただく時期の目安 → 期平成 26 年 1 月から 3 月の間】

修理実施のための準備期間

※ 裏面へつづく

～重伝建のまち桐生～

伝統と創造 粋なまち 桐生

2. 修理(修景)工事を実施する年度 (平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

修理実施期間

④ 修理(修景)工事を実施します

○工事は平成26年4月以降に着手し、平成27年3月までに完了して下さい。

【工事期間 → 期平成26年4月から平成27年3月】

⑤ 修理(修景)工事の完了後、補助金の交付を行います

○工事が完了しましたら、桐生市へ工事が完了した旨を報告して下さい。市では工事完了の報告を受け、工事が計画の通り適正に行われているかを確認し、申請に基づき補助金額を建物所有者(申請者)に交付します。

3. 修理(修景)工事を行う場合の補助金について(補助制度の概要)

■ 修理工事の場合(修理事業)

対象となる建物	伝統的建造物(保存すべき建物として所有者の同意を得て指定した建物)
対象となる工事	保存計画に定める修理基準に基づく伝統的建造物の外観に関する修理や建物の構造体に係る修理(耐震補強含)
補助金の額	○建築物 → ・補助限度額 800万円(補助率 80%以内) ○工作物 → ・補助限度額 300万円(補助率 80%以内)

■ 修景工事の場合(修景事業)

対象となる建物	伝統的建造物以外の建物(伝統的建造物は修理工事になります)
対象となる工事	保存計画に定める修景基準に基づく伝統的建造物以外の建物の新築など なお、対象となる範囲は、道路などの公共空間から見える外観の部分です。
補助金の額	○建築物 → ・補助限度額 600万円(補助率 60%以内) ○工作物 → ・補助限度額 150万円(補助率 60%以内)

■ その他の事業に関する補助金

○復旧事業

修理基準に基づく環境物件の復旧に関する費用の補助

・補助限度額 50万円(補助率 50%以内)

○管理事業

保存地区内の建造物の維持管理のため、必要な設備等の配置を行うため費用の補助

・補助限度額 100万円(補助率 90%以内)

●伝建群推進室からのお願い●

太陽光発電パネルの設置について

設置する場所によっては、歴史的な町並みの景観を阻害する恐れがありますので、恐れ入りますが伝建群推進室までご相談下さい。

※地区内全ての建物が対象です